二	洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第三回 第四回	進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額									二・六四円	
（略）													

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一～三　（略）

一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	第一回	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回	基準価格又は調達価格	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格（以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、い	交付期間又は調達期間	二十年間	解体等積立基準額	○・六三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）○・五九円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認				
		第二回											

二	（新設）	（新設）	進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額									（新設）	
（略）													

11　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～三　（略）

	（新設）	（新設）											
	（新設）	（新設）											
	（新設）	（新設）	進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額									（新設）	
	（新設）	（新設）										（新設）	
	（新設）	（新設）		基準価格又は調達価格	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（この項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格又は調達価格のうち、いずれか低い額（調達価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	交付期間又は調達期間	二十年間	（新設）					
	（新設）	（新設）											